

平成27年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会議事録

1 日時：平成27年10月28日（水） 午後2時00分～午後3時35分

2 場所：千葉マリスタジアム内 会議室

3 出席者：

(1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、善積 康夫委員（副部会長）、谷藤 千香委員
観音寺 拓也委員、蒔田 鐵夫委員

(2) 事務局

(都市局)

河野都市局長

(公園緑地部)

山下部長

(都市総務課)

増田都市局参事兼課長、村上課長補佐、西森主査、中野主任主事

(公園管理課)

竹本課長、高山課長補佐、中臺主査、長瀬主任主事

4 議題：

(1) 議事進行について

(2) 千葉マリスタジアム（QVCマリフィールド）の指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

(1) 議事進行について

配布資料をもとに説明を実施した。

(2) 千葉マリスタジアム（QVCマリフィールド）の指定管理予定候補者の選定について

千葉マリスタジアム（QVCマリフィールド）の選定要項等について施設所管課からの説明後、申請者へのヒアリングを実施し、選定基準に基づいた審査を経て、申請者は千葉マリスタジアム（QVCマリフィールド）の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められた。

6 会議経過：

○村上都市総務課長補佐 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より、平成27年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私は本日司会を務めさせていただきます、都市総務課課長補佐の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、5名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会

議は成立しておりますことをご報告いたします。

初めに、開会に当たりまして、河野都市局長からご挨拶申し上げます。

○河野都市局長 都市局長の河野でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の部会では、千葉マリスタジアムの管理運営の提案内容につきましてご審議をいただき、指定管理予定者候補者の決定の参考とさせていただきたいと考えております。ご存じのとおり、千葉マリスタジアム、これはもちろん千葉ロッテマリーンズのホームスタジアムであります。それとともにいろいろなコンサートが開かれたり、各種の大会が開かれたりということで、市にとって賑わいづくり、魅力づくりに非常に重要な施設でございます。

さらに、最近の動きとして、2つほど大きな動きを紹介させていただきたいのですが、一つはJFAナショナルフットボールセンター、こちらを今後、県と調整しながら、隣の場所に整備していくという計画が持ち上がっております。このような話もあるということで、現在、海辺のグランドデザイン、海辺全体をどう活用していくかという計画づくりをしておりますが、その中でも、そのJFA、このスタジアム、これをあわせてボールパークというようないろいろとスポーツ、レクリエーションで賑わうような場所としての整備を考えているということで、その一つの核として、この施設が非常に重要になっています。

それともう一つは、隣接する幕張メッセが2020年のオリンピック・パラリンピックの会場ということで、3つの競技が開催されます。そういう中で、こちらのスタジアムでもあわせていろいろな取り組みをしていくことが出てくると思います。こういった面でも非常にマリスタジアムの重要性は高まってきていると思います。

そういう中で、本施設の指定管理者でございますが、プロ野球の興行、それと一般の様々な利用、これとの調整を円滑に進めていければということで、スタジアムをホームとして使用しております千葉ロッテマリーンズを非公募で選定することを予定しております。委員の皆様には、周辺の状況等をご考慮いただき、また、千葉マリスタジアムがより一層市民に愛され、多くの方に来場していただける魅力ある施設になるように、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○村上都市総務課長補佐 河野都市局長につきましては、本日所用がございますため、これをもちまして退席とさせていただきます。

○河野都市局長 よろしくお願いたします。

(都市局長退席)

○村上都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。お手元の資料3「千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

本日の会議は、「1 会議の公開の取り扱い」の(1)のとおり、公開としております。

また、議事録につきましては、「2 議事録の確定」の(1)及び「3 部会の会議への準用」のとおり、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認をもって確定とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。石井部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○石井部会長 今日はよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「議事進行について」、事務局から説明をお願いいたします。

○増田都市総務課長 都市総務課長の増田でございます。いつもお世話になります。

また、事前に今回も大量の資料にお目を通していただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

それでは、私から、議題「(1) 議事進行について」ご説明申し上げます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料6「議事の進行について」というフロー図、お手元にあると思うので、お開けください。本日の今後の議事進行について、ご説明させていただきます。

この後、施設所管課であります公園管理課から、指定管理予定候補者選定要項、指定管理者管理運営の基準、指定管理予定候補者選定基準の概要と第1次審査の結果について、ご説明をさせていただきます。その後、申請者である株式会社千葉ロッテマリーンズによる10分間のプレゼンテーションと質疑応答を行います。事務局において、プレゼンテーション終了1分前に、申請者に対して時間をお知らせいたします。

また、大変恐縮でございますが、ロッテさんへの質疑応答中、事務局への質問は避けていただければありがたいと思います。その後の提案内容の審議の際に、私どもへの確認事項がありましたら、ご質問いただきたいと思います。

次に、提案内容の審議についてでございますが、ここでは評価する点や、よりよい管理運営を行うための提案など、申請者の提案内容についてのご意見をいただくとともに、提案内容が管理運営の基準等において要求している水準を満たしているかどうかについて、ご審議をいただきたいと思いますと考えております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今の説明に対しまして、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員の皆様、特にご質問ありませんでしょうか。

では、議題1については、以上で終わります。

それでは、議題2「千葉マリスタジアム(QVCマリンフィールド)の指定管理予定候補者の選定について」を行います。

まず、選定要項、管理運営の基準、選定基準について、事務局より説明をお願いいたします。

○竹本公園管理課長 公園管理課長の竹本でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料7-1をお願いいたします。

「千葉市【千葉マリスタジアム】指定管理予定候補者選定要項」でございます。

2ページをお願いいたします。

1番としまして、「指定管理予定候補者選定の趣旨」、下にいきまして、2番としまして、「選定要項等の定義」を明記してございます。

次の3ページをお願いいたします。

「3 選定の概要」でございます。

(1) 管理対象施設、千葉マリスタジアム。

(2) 指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日、5年間でございます。

(3) 業務の内容、指定期間内の本施設の管理業務、詳細は管理運営の基準によります。

(4) 選定の手順、表をご覧ください。

まず、最初に申請者への選定要項等の交付を行いました。これが8月6日、その後、指定申請書の提出期限を9月25日と設定しまして、書類の提出を受けたところでございます。

続きまして、3、選定評価委員会によるヒアリング、選定、これが本日、この席になります。この後でございますが、4として選定結果の通知、これは11月上旬を予定してござ

います。その後、5として仮協定の締結、これも11月上旬を予定してございます。6としまして指定議案の提出、これは平成27年第4回定例会に指定議案を提出いたします。これが11月の予定でございます。その後、議会での承認を得た上で、7としまして指定管理者の指定と協定の締結、平成28年1月を予定してございます。

続きまして、「4 管理対象施設の概要」。

(1) 設置目的等でございます。まず、条例上の設置目的でございますが、千葉市千葉マリスタジアム設置管理条例第1条「本市は、スポーツの振興及び文化の向上を図るため、次のとおり千葉マリスタジアムを設置する。」とございます。

続きまして、ビジョンですが、「プロ野球興行をはじめ、市・県民のスポーツ・レクリエーション活動や様々な文化・エンターテインメント活動が展開できる場を提供することで、本市が誇る大規模集客施設として機能するとともに、幕張新都心や本市全体のにぎわいづくりと魅力向上に寄与していく。」こととしております。

続きまして、ミッションですが、1つ目、「プロ野球興行において選手が安全にプレーできる環境を整えるとともに、来場者が快適に観戦できる空間を提供すること」。2つ目、「市・県民にハイグレードで非日常的なスポーツ・レクリエーション活動の場を提供すること」。3つ目、「様々な文化・エンターテインメント活動が展開され、多くの来場者が楽しむことができる空間を提供すること」。4つ目、「幕張新都心のランドマークとして、市民に誇りを与えること」。

(2) としまして、特徴でございます。本施設の特徴ですが、平成2年に千葉市民・県民のスポーツ・レクリエーション振興を図る市民球場として設置された施設であります。平成4年から千葉ロッテマリーンズの本拠地として利用され、プロ野球の公式戦が開催されております。また、高校野球、社会人野球等の各種野球大会やコンサートの利用など、多目的球場として親しまれており、現在、年間160万人を超える方々が来場される施設であります。

千葉県立幕張海浜公園内に設置許可を受けている施設であり、その目的から興行利用に対し利用制限が設けられております。年間利用日数は、興行利用を3割以内としております。

続きまして、(3) 施設の概要でございます。まず、所在地ですが、千葉市美浜区美浜1番地。

続きまして、施設規模ですが、本体です。SRC造、地上5階建、庇付。延べ床面積が46,670㎡、建築面積が14,938㎡でございます。

続きまして、コンコースですが、RC造で面積が4,288㎡です。

続きまして、グラウンドでございますが、透水性の人工芝、面積が15,018㎡でございます。

続きまして、施設概要ですが、収容人数が約30,100人、開場時間が午前9時から午後9時まで、以下、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

この度は成果指標と数値目標を設けてございます。まず、成果指標ですが、①としまして、利用者数、来場者数でございます。利用者は、野球などで球場を利用する人を指します。来場者は、プロ野球、コンサートなどの観客を指すこととしております。②としまして、成果指標の中で稼働率を設定させていただきました。これは一般利用、興行利用を合わせたものでございます。計算式につきましては、記載のとおりでございます。

それぞれの数値目標ですが、まず、利用者数、来場者数につきましては、年間ですが、1,678,000人、それから、稼働率でございますが、95.9%としました。この95.9%ですが、

365日から平成24年から26年までの利用不可日数の平均値を引いています。それが48という数字でございます。以上により計算してございます。

6ページをお願いします。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございます。

(1) 指定管理者の必須業務の範囲。アとしまして施設運営業務、イとしまして施設維持管理業務、ウとしまして経営管理業務でございます。

(2) 自主事業として行うことができる事業ですが、ア、施設の興行の企画・誘致業務、イ、その他の業務でございます。

(3) としまして、再委託についての制限を設けてございます。アですが、「管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に再委託することはできません」。イ、「業務の再委託に当たっては、市の承認が必要となります」。

7ページをお願いいたします。

6として、「市の施策等との関係」でございます。

(1) として施策理解。

(2) として市民利用。

(3) として市内産業の振興、これは市内業者を優先的に使ってくださいというところでございます。

(4) としまして市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保。

(5) 男女共同参画社会の推進。

(6) 環境への配慮。

8ページにまいりまして、(7) 暴力団の排除でございます。

「7 指定管理者の選定手続」でございます。

(1) 申請書類の提出。これは9月25日に提出を受けたところでございます。

(2) としまして、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会（スポーツ部会）への諮問、これが本日のこの席でございます。

(3) ヒアリングの実施。この後、ロッテからプレゼンテーションを受けていただくような形になっております。

9ページをお願いします。

(4) 選定結果の通知。選定結果は、選定終了後、申請者に対して速やかに文書で通知いたします。

(5) 選定結果の公表。公表につきましては、市のホームページでの公表としております。

(6) 仮協定の締結。

(7) 指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結となっております。

続きまして、10ページでございます。

「8 申請に関する事項」。

(1) 申請資格、これは後ほどの形式的要件審査の項目となっております。

(2) としまして失格、アからカのいずれかに該当する場合は、失格となるということです。

(3) としまして提出書類を示してございます。

11ページをお願いします。

中段ですが、(4) として留意事項を説明してございます。

12ページにいきまして、(5) として保険、(6) その他。

続きまして、「9 経理に関する事項」でございます。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるものですが、まず、1つ目がア、利用料金収入。続きまして、指定管理料ですが、本施設の場合は指定管理料は0円ということになってございます。指定管理者は、利用料金収入及び自主事業収入により、本施設の指定管理業務を実施するに当たっての経費を全て賄うものとしてございます。

13ページをお願いします。

ウとしまして、自主事業による収入が指定管理者の収入として見込まれるものがございます。

続きまして、(2) 管理経費でございます。管理運営経費の算定方法の詳細は、協定において定めませんが、項目としましては、ア、人件費、イ、事務費、ウ、管理費としてございます。

続きまして、(3) 口座の管理でございます。こちらは、「指定管理者としての業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください」。専用口座の使用をうたっているものがございます。

(4) 利益の還元について。利益の還元方法について、記載してございます。

15ページをお願いいたします。

「10 審査選定」でございます。提案書の内容などを、以下のアからカに記載してございます基準により審査し、指定管理予定候補者として選定しますということでございます。

11としまして、「関係法規」、12としまして、「参考資料」。

「13 その他」でございますが、項目としましては(1) 業務の継続が困難となった場合の措置。

16ページに参りまして、(2) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置。

(3) リスク分担に対する方針、リスク分担表を表で示してございます。

以上が、指定管理予定候補者選定要項でございます。

続きまして、資料7-2をお願いいたします。

千葉マリスタジアム指定管理者管理運営の基準でございます。

1ページをお願いいたします。

第1としまして「総則」でございます。

1番としまして、本書の位置づけ、2番として指定管理期間、平成28年4月1日から33年3月31日までの5年間でございます。3番としまして、管理運営に当たっての基礎的な遵守事項、4としまして、指定管理者業務の履行に当たっての前提事項を明記してございます。

6ページをお願いいたします。

指定管理業務の一つでございます、「施設運営業務」でございます。

2、施設運営業務の範囲でございますが、(1) 広報・プロモーション、(2) 施設の利用条件、(3) 施設の利用受付、使用許可、(4) 利用料金の減免、(5) 接客業務、(6) 備品・用具等の貸出、(7) 専門員の配置、(8) 情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持に関する事、(9) 急病等への対応、(10) 災害時の対応、(11) 自主事業でございます。

7ページをお願いいたします。

3番としまして、開場時間及び休場日でございます。原則として、施設の使用時間及び休場日は条例で定めるとおりとしております。ただし、指定管理者は市の承認を得て、使用時間を変更し、また、休場日に開場することができるとしております。

なお、市は、施設の管理上必要があると認めたときは、臨時で休場日以外を休場日とし、または使用時間に施設を供用させないことができるとしてございます。条例等での規定に

つきましては、表の中に記載のとおりでございます。

4としまして、興行利用でございます。

本施設は、千葉県より千葉県立幕張海浜公園内に設置許可を受けている施設で、市・県民のためのスポーツ・レクリエーション活動及び文化活動の振興を基本理念としており、その目的から興行利用に対し利用制限が設けられております。

年間利用日数は、興行利用を3割以内としております。この辺りが民間の他のスタジアムとの大きな違いということをおたっております。

5としまして、経理に関する事項。

それから、8ページ下のほうにいきまして、施設の使用許可でございます。「指定管理者は、本施設の使用許可、使用許可の取り消し及び使用の制限に当たっては、千葉マリンスタジアム設置管理条例、千葉マリンスタジアム管理規則、千葉市行政手続条例及び千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則を遵守して行わなければならない」としてございます。

9ページをお願いします。

7としまして広報など。

その下へいきまして、8としまして施設の貸出業務。

10ページに9、施設の利用受付業務について記載してございます。

12ページをお願いします。

10、接客業務等でございます。

(1) 接客でございますが、「指定管理者は、施設の利用者の利便性及び安全性に十分に配慮するとともに、施設の利用者に対し公平な運営に留意し、不当な差別的取り扱いとならないよう、特に注意すること」。

それから、(2) から(5) の記載のとおりでございます。

続きまして、11、備品・用具等の貸し出し。

12、専門員の配置。

13ページをお願いいたします。

13番が情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持に関すること。

14として、急病等への対応。

15、災害時の対応でございます。

16としまして、指定管理者の自主事業について、明記してございます。

自主事業としましては、14ページですが、(1) 一つには、興行の企画・誘致業務。それから、この興行につきましては、条件を定めてございまして、下のほう、アからオに定めていますような条件を満たすことが必要としてございます。

(2) ですが、飲食・物販業務。

それから、(3) 常設看板等の設置業務でございます。

15ページにいきまして、その他の事業としてございます。

次に、指定管理業務の一つであります、施設維持管理業務について説明いたします。

16ページをお願いします。

2、業務の対象範囲でございます。

(1) としまして、建築物の維持管理業務。

(2) としまして、建築設備維持管理業務。

(3) としまして、車両・什器・備品維持管理業務。

(4) としまして、フィールド等維持管理業務。

(5) としまして、外構施設維持管理業務。

(6) としまして、清掃。

(7) 環境衛生管理。

(8) 保安警備でございます。それぞれの内容につきましては、24ページまで記載して
ございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

「第4 経営管理」でございます。

経営管理業務につきましては、次に申し上げる業務から構成してございます。

1番としまして、指定期間前の準備業務でございます。

それから、2番としまして事業資格・業務体制準備でございます。

25ページをお願いいたします。

3としまして、事業計画書の作成。指定管理者は、毎年度当初に事業計画書を作成し、
市からその承認を得ることとしてございます。

4番、事業報告書の作成でございます。「指定管理者は、月次報告書及び事業報告書
を作成すること」。「月次報告書は、翌月10日までに市へ提出すること」。「月次報告書に
記載する内容は、以下のとおりとし、書式は市と指定管理者で協議の上、定めること」と
しております。

また、事業報告書につきましては、前年度の事業報告を毎年度4月末日までに市へ提出
することとしております。

また、事業報告書には、利益の還元として実施した施設の改修、地域振興活動などにつ
いて明記することとしてございます。

続きまして5、管理規定・マニュアル等の作成。

6番としまして事業評価（モニタリング）でございます。

モニタリングにつきましては、(1)としまして利用者アンケート、来場者アンケート、
施設利用者、来場者を対象に、本施設において提供するサービスの評価に関するアンケー
トなどを随時実施すること。また、指定管理者は、アンケート用紙の作成、配布、回収及
び分析を行うこと。

(2)としまして、施設の管理運営に対する自己評価、これは毎月でございます。施設
の管理運営に関して、適宜自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ、市へ提出す
ることとしております。

(3)としまして、定期及び随時の評価。

(4)苦情等の報告としてございます。

続きまして、7、関係機関との連絡調整について書いてございます。

8としまして、次期指定管理者への引き継ぎについて書いてございます。

27ページをお願いいたします。

9としまして、利益の還元について書いてございます。

(2)利益の還元の方法ですが、次のいずれかの方法により、還元するものとしてござ
います。

ア、「利用者・来場者ニーズに基づき施設を改善する方法」。イとしまして、「維持管
理に伴う修繕費2,500万円を増額する方法」。これについては後ほどご説明いたします。
ウとしまして、「市民・県民の地域振興活動又はスポーツ振興活動の増進のために使用す
る方法」として明記してございます。

10として職員の研修を書いてございます。

続きまして、「第5 その他の重要事項」でございます。

2番、修繕でございます。28ページ、上から2つ目の段落をお願いします。

天災や老朽化などの指定管理者及び第三者の責めに負わない修繕の実施に関しては、年間当たり2,500万円までの修繕は指定管理者の負担とし、その金額を超える修繕については、別途市と協議することとしてございます。1件当たりの金額の縛りということではなくて、年度での合計額で2,500万円までは指定管理者の負担で修繕をお願いしますということを書いてございます。

資料7-2「指定管理者管理運営の基準」についての説明は以上でございます。

続きまして、7-3をお願いいたします。

「千葉市千葉マリスタジアム指定管理予定候補者選定基準」でございます。

1ページをお願いいたします。

「1 審査方式」ですが、まず、(1)形式的要件審査(第1次審査)でございます。

これにつきましては、提案書などにより、申請者が選定要項に記載する申請資格要件を満たしていることを事務局が確認します。これにつきましては、後ほどご報告させていただきます。

続きまして、(2)提案内容審査(第2次審査)でございます。

審査の概要でございますが、提案書の記載内容などについて、本選定基準に従って、各委員が審査項目を可・否の2段階で評価し、管理運営の基準等を満たしているかを審査していただきます。

そうしまして、(3)番でございますが、指定管理予定候補者の決定でございます。

本選定評価委員会における審査結果を踏まえ、千葉市長が指定管理予定候補者を決定いたします。

審査の流れにつきましては、2ページに書いてございますとおりです。

続きまして、3ページをお願いいたします。

まず、「形式的要件審査」でございます。

審査内容ですが、提案書などから、申請者が次の申請資格全てを満たし、かつ失格要件のいずれにも該当しないことを確認いたします。

申請資格でございますが、(ア)としまして、「法人その他の団体であること」。

(イ)としまして、「市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないこと」。

(ウ)としまして、「地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札などへの参加が制限されている者でないこと」。

(エ)「千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと」。

(オ)「千葉市税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施していること」。

(カ)「労働関係法令を遵守している者であること」。

(キ)「募集年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらの滞納がないこと」。

(ク)「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと」。

(ケ)「当該団体又はその役員が、千葉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと」としてございます。

イにつきましては、失格要件で、(ア)から(オ)に記載のとおりでございます。

続きまして、「3 提案内容審査」でございます。

(1)審査の方法でございますが、以下に示すとおり、各委員が提案書の内容を審査し、審査項目ごとに可・否の2段階で評価していただきます。

まず、大項目の1、市民の平等な利用を確保するものであること。

(1) としまして、管理運営の基本的な考え方。公の施設及び指定管理者制度への理解、使用許可及び使用制限、公平性の確保に関する基本方針について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

大項目の2、施設の管理を安定して行う能力を有すること。

(1) 団体の経営及び財務状況でございますが、提出された財務諸表などに基づき、指定期間中、安定して業務を行うことができる経営及び財務状況であるかを審査していただきます。

(2) 管理運営の執行体制。本施設の管理運営業務全般の実施体制・組織体制に関する考え方、再委託の考え方について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(3) 必要な専門員の配置。本施設の管理に当たっての施設管理に関する有資格者の配置の考え方や人数、配置計画について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(4) 業務移行体制の準備。平成28年4月1日から本施設の管理運営業務を実施する準備としての組織体制の整備、職員研修計画、現在の指定管理者との業務引き継ぎ計画などについて、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(5) 従業員の管理能力向上策。従業員の業務水準を維持、向上させる方策について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(6) 施設の保守管理の考え方。施設の保守管理に関する点検方法、予防保全策、修繕の考え方などについて、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(7) 設備及び備品の管理、清掃、警備など。建築設備及び備品の管理計画、清掃及び植栽管理計画、警備計画などについて、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

大項目の3、施設の適切な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(1) としまして、関係法令などの遵守。本施設の管理に当たっての労働関係法令、施設管理に関する法令の遵守、個人情報保護、情報公開、行政手続の明確化や透明化に関する考え方や、これらに関する具体的な取り組みについて、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(2) リスク管理及び救急時の対応。リスク管理（火災、盗難、災害等の事故・事件の防止対策）及び事故・事件発生時の利用者への対応方法、利用者や第三者への賠償が必要となった場合の対応方法について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

続きまして、大項目の4、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(1) 開館時間、休館日の考え方。市民の幅広い利用を図るための開館時間及び休館日の考え方について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(2) 施設利用者への支援計画。施設利用者への支援方策について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(3) 施設の利用促進の方策。施設の利用促進の具体的方策について、施設の設置目的、ビジョン・ミッションを踏まえた効果的な方策が提案されているか、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(4) 利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方。利用者アンケートの実施方法や利用者の評価の収集方法、それらを踏まえた対応方策、利用者意見を踏まえた自己モニタリングが効果的に行われるかなど、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(5) 施設の事業の効果的な実施。施設の設置目的、ビジョン、ミッションを十分に理解した上で、これらに資するような事業の効果的な実施が期待できるか、企画提案業務は、施設のビジョン、ミッションを踏まえ、利用者サービスの向上、行政施策の実現に向けた効果的な業務が提案されているか、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(6) 成果指標の数値目標達成の考え方。選定要項で定める成果指標の数値目標達成の

考え方について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

(7) 自主事業の効果的な実施。自主事業は、指定管理業務に支障のないように実施され、施設の設置目的などを踏まえて、施設の効用を高めるために有効であるか、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

大項目の5、施設の管理に要する経費を縮減するものであること。

(1) 収入支出見積りの妥当性。収入支出見積りの妥当性について、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。なお、本項目については、提案額の多寡を評価するものでなく、業務履行の前提となる見積りの妥当性を検証し、審査するものとしております。

(2) 利用料金の設定及び減免の考え方。公の施設であることを踏まえた市民が利用しやすい料金設定とし、減免が適切に行われるか、提案書の記述内容に基づき審査していただきます。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今の説明に対しまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

少し私からお聞きしたいのですが、興行利用で、興行というのは何を指すのかということ、何か決まっているものがあるのでしょうか。

○竹本公園管理課長 興行の定義ですか。

○石井部会長 定義です。

○公園管理課職員 定義自体は、明記はしていません。

○石井部会長 いわゆる興行と呼ばれるものということですね。

○竹本公園管理課長 料金をお支払いいただいて入場していただいて、楽しんでいただくと。

○石井部会長 それから、千葉県の県立幕張海浜公園内に設置許可を受けているからということで、興行利用に対し、利用制限が設けられているということですが、その制限は県の条例か何かで決まっているのでしょうか。あるいは、その設置許可を受けたときの条件なののでしょうか。

○竹本公園管理課長 もともとプロ野球ありきということで、この球場を建設したわけではなくて、伏線としてはあったかもしれないのですが、大前提がやはり県民のため、市民のためということで建設してございますので、その利用目的を達成するためには、一定程度の制限を設ける必要があるということで、県と協議の上、このような数字、3割以内ということで今整理してございます。

○石井部会長 3割以内と定めている何かがあるのでしょうか。特に決まっているものではなくて、県と協議でこうなっているというだけなののでしょうか。

○公園管理課職員 県との協定書を結んでおります。

3割については、設定当時にプロ野球の日数ですとか、その他コンサートの日数等を勘案して、3割という率にしております。

○石井部会長 このマリーンズからの提案書等を見ても、もう興行等がいっぱいいっぱいになってきていると。なので、プロ野球と、それから昼間の利用とか考えているというような内容があったのですが、そこを県との協議等で興行利用をもう少し認めてもらうように動くとか、そういったことはできるのかどうかと思って。

○竹本公園管理課長 ロッテマリーンズからも、やはりもう少し興行利用の日数を増やしてもらえないかということで、常日ごろから言われておまして、この施設をより活性化するには、そういった考えもあるのかもしれないというところで、では具体的にどういう数字で、県に対して協議をしていくのかということ、まだ内部で詰めてはおりませんが、ロッテからのお話はありますし、我々としても何らかの手だては必要なのかなという課題

認識は持っております。

ただ、そこが県から土地を借りているような状況ですので、それについて千葉市としては、許可使用料を県にお支払いしています。当然、県民利用、市民利用ということが前面に出ていれば、その許可使用料の減免額ですね、それが大きく確保されるのですが、それが興行利用ということで重心が移っていきますと、県としても、その許可使用料を、「いや、もう少し払ってください」というお話になる可能性もかなりあるのかなということで考えております。

○石井部会長 ありがとうございます。

他に何かご質問、委員の皆様ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、続きまして、第1次審査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○竹本公園管理課長 それでは、続きまして、第1次審査（形式的要件審査）の結果について、ご報告いたします。

資料7-4をお願いいたします。

審査の結果でございますが、審査項目、表の左側でございます1から9の項目について、事務局にて審査しましたところ、全ての要件を満たしている状況でございましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今の説明に対しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

では、この後、申請者である株式会社千葉ロッテマリーンズへのヒアリングを行いたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

では、申請者をお入れください。お願いいたします。

（株式会社千葉ロッテマリーンズ入室）

○石井部会長 どうぞ、おかけください。

○村上都市総務課長補佐 それでは、これから10分間のプレゼンテーションをお願いします。

終了1分前になりましたら、合図いたします。10分間経過しましたらお伝えしますので、よろしくをお願いします。準備はよろしいでしょうか。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ プロジェクターを使いますので、もし見にくい位置でしたら、見やすい位置にいらしていただいて、よろしくをお願いします。

○村上都市総務課長補佐 よろしいですか。それでは、始めてください。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ 改めまして、千葉ロッテマリーンズの私、杉原と申します。この度は、このようなプレゼンテーションの機会をいただき、ありがとうございます。

早速ですが、指定管理者業務に関する提案について、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

野球を中心とした多目的スタジアムである、この千葉マリンスタージアムは、市民球場であると同時に、プロ野球のフランチャイズ球場でもあり、弊社のプロ野球興行の本拠地でもあります。このプレゼンテーションでは、市民が利用する市民球場と、市民が見て楽しむプロ野球のフランチャイズ球場の2つのポイントから、提案内容を述べさせていただきます。

1つ目の市民球場という観点からご説明いたします。

このスライドの写真は、弊社が正月の恒例行事として実施している初投げ会と銘打った、グラウンドの一般開放の様子です。毎年1万人弱の方楽しんでいただいております。

こちらのスライドの写真にあるとおり、野球をする人への一般利用貸し出し、そしてマ

ラソン大会、それからコンサートの開催、そして先日も行ったばかりですが、プロ野球のパブリックビューイングでのグラウンド開放などを実施しております。

このように市民が直接利用することが市民球場として、スポーツの振興と文化の向上に資することになります。そして、利用者がプロ野球というグレードの高い憧れの場所を使えるというステータスを感じることで、この球場に誇りを感じていただけるものと考えております。

本施設は、千葉市及び千葉市民の財産です。この財産を管理する立場として、これまで9年以上にわたり、プロ野球レベルの保全、維持管理によって、本施設の機能や性能を良好に保ち、耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、長期の使用ができるよう努めて参りました。

例えば、グラウンドの整備に関しては、プロ野球と同じ整備員が同様に、人工芝やアンツーカーなどの保全を行っており、プロ野球選手と同じグラウンドに立てる感動を与えることにつながっていると考えます。

管理に当たっては、管理運営の基準や法令などの基準や頻度に従って、建物や設備の点検を行い、不具合の早期発見と対応、また、予防保全という観点から、日常、定期、随時の各清掃を行うことで、衛生面や美観を保ち、劣化を遅らせるよう努めて参りました。

一方で、来場者や利用者の安全確保の観点から、事故などの発生の予測、防止のため、警備計画に基づいて警備を行うことで、安全を確保するとともに、施設の円滑な運営を行って参りました。これらの取り組みを通じて、千葉市を初めとする行政との連携もスムーズになっており、何よりもこの施設に熟知していることが弊社の強みであると考えております。

今後も、さらなる工夫により、管理運営業務の維持向上に努めて参ります。

2つ目のプロ野球のフランチャイズ球場について、ご説明いたします。

こちらの写真はご説明するまでもなく、弊社のプロ野球興行の一場面です。このように、多くのお客様に来場していただいております。ライトスタンドの応援の様子は、この球場の名物にもなっています。

プロ野球のフランチャイズ球場の特徴とも言えるのが、こちらのスライドにあるように、様々な場内での事業になります。左上から飲食、そして物販、広告看板設置、これらの3つの自主事業と付随する協賛イベントなどの様子がこちらになります。

スタジアムの飲食は、弊社のプロ野球のコンテンツと連動したメニューの提供により、来場者にとっては非日常的な空間を印象深く感じる要素の一つになります。

物販においては、ファンにとって欠かすことのできないプロ野球の応援アイテムを販売しており、商品内容についても、年度のスローガンや記念・季節・シリーズなど、プロ野球と連動したスタジアム全体の雰囲気づくりに寄与し、お客様の楽しみの一つとなっております。

広告看板事業においては、常設看板、デジタルサイネージ、場内モニターや大型ビジョンを活用することで、来場者に様々な企業PR情報を提供し、これに付随する広告協賛企業とプロ野球のコラボレーション企画では、来場者参加型のイベントを楽しんでいただいております。

いずれの事業も、弊社の千葉ロッテマリーンズというプロ野球チーム及びプロ野球興行と各自主事業との連動により、より魅力的な空間の提供を実現できるものと考えております。

また、こちらの写真ですが、弊社負担において行った球場設備の整備の実績の一部になります。1番が、大型映像装置の設置、次に、コンコース内各所へのモニター設置、3番

がコンコース及びブルペンの照明のLED化、コンコースの壁面装飾、それから床面の滑り止め加工、一部装飾もありますが、こういったものがあります。

さらに、こちらの写真のとおり、様々な特別企画シートの改修などの整備も行って参りました。既にこちらは場内で見学されている委員さんの方もいらっしゃると思います。

この他、複数の床洗浄機を導入し、場内をきれいにすることを推進して参りました。このようなハード面の整備により、この球場に付加価値をつけることで、球場の価値が上がることとなります。

そして、来場者が本施設に一步足を踏み入れた瞬間、普段味わうことができない非日常的でハイグレードなスポーツやエンターテインメントを体感、感動し、また来たいと感じる、このことが結果として、本施設に多くの人々が来場し、市全体の賑わいづくりと魅力向上に寄与するものと考えています。

さらに、ソフト面では、プロ野球興行において、県及び市教育委員会との共同事業、ちば夢チャレンジパスポートによる小学生や保護者向けのイベント招待や、プロ野球への千葉県内の幼稚園、学校、少年野球の招待など、地域野球振興のために取り組んで参りました。

これらの強みを生かし、本施設の管理運営を続けることで、より多くの市民に喜びと感動を与え、足を運んでもらえる施設になるものと考えております。そして、これは千葉市が目指すビジョン、ミッションの方向性と一致するものと考えております。

今後も引き続き本施設の指定管理者を継続させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、弊社の指定管理者業務の提案の説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○石井部会長 ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行います。

委員の皆様、ご質問ございますでしょうか。

○観音寺委員 よろしいですか。

○石井部会長 お願いします。

○観音寺委員 先に少し質問というか、こちらの企画書の内容で、何点かお聞かせいただきたいのですが、29ページですね。人件費という項目があるかと思いますが、2012、2013と1,800万円程度が2014年、3,000万円程度となっています。この増加は何でしょうか。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ 最初に、自己紹介だけさせていただこうかと思えます。

今日はお忙しいところありがとうございます。千葉ロッテマリーンズの管理本部長をしております林と申します。隣の興行施設管理部の部長をしています伊東です。本件施設管理の担当をしております杉原でございます。3名で今日対応させていただきます。よろしく願いいたします。

こちらの人件費についてなのですが、人の入れ替えということが、まず一つあります。ご存じのとおり、2つの側面が確かにありまして、プロ野球に専従する者と、いわゆる施設管理というものを専従する者と、きっちり分けられるわけではないのです。両方兼務してということもありまして、どの人間をどの割合でというように分割してリンクでできればいいのですが、実はリンクでやっておらず、頭数で計算しているものですから、例えば金額の高い人が抜けて、人件費の安い人が入ってくると差が出てしまうとか。それから、どの人を含めるかということでも変わってきてしまうので、例えば仕事の内容が部署の中の異動とか、社内の異動とかで、仕事を持ってきたり、また持って他部署に出たりということもありますので、そういったことで誰を算入するかということによって、少し変動が

出てきているということは原因の一つとしてあります。

2013から2014については、単純に増やしました。

○観音寺委員 わかりました。

それから、31ページにその他審査項目外というページの1つ目、「弊社は、本施設の指定管理を受託するにあたり」、の2つ目ですね。「自主事業実施に際し行政財産目的外使用料を還元すること」とありまして、決算書の平成26年の決算書、損益計算書の中で、行政財産使用料戻入益というのが5,300万円と計上されていますが、これはどんな内容なのか、おわかりになれば教えていただけますか。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ これは、過年度の決算修正です。例年、千葉市へ行政財産使用料を払うのは、前年度の使用料を翌年度の5月に払っています。一方で、我々の決算期は1月から12月ということになっていまして、最初に年度の我々の12月末で締めたときに、一応見積額のような形で出すのです。それで1回計上して、本来であれば、5月に精算したときに差額調整をその場で決算処理するべきものなのですが、実はその決算処理を数年度にわたって少し忘れておりまして。

○観音寺委員 だから過年度とかは無いのですね。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ それを何年分かを気がついたときに一気にまとめて処理したので、その期だけ少し大きく出てしまいました。

○観音寺委員 営業利益がこの年-2,800万円になっているので、何となくそれがあって、この年にやったのかなというようにも見えるのですが。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ そういうことではなくて、たまたま気がついて、これは間違った会計だったなということで、修正処理をいたしました。

○観音寺委員 今後は毎年度やっていくということですね。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ そうです。

○観音寺委員 わかりました。結構でございます。

○石井部会長 谷藤委員、お願いします。

○谷藤委員 例えば、今の31ページの一番最後に、「今後においても同様に実施して参る考えです。」とありますが、大体どこのページも、「今までこういうことをしていました。同様に実施していきます。」という表現が多いのですが、今までたくさんのご経験があって、今後さらにもっとプラスこういうことがあるよということが、なかなか見受けられなかったので、一言、二言でまとめていただいて、ポイントを、今までやらなかったこんな楽しいことがあるというようなところをいただければと思います。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ 球場の例えばイベントとか、お客様の集客に向けてのことは、やはり日進月歩でいろいろとアイデアが出てきてやったりしています。

ただ打ち上げ花火のようなところを書いてということもありますから、余り書いていないのですが、基本的には今までやってきたことは、当然もちろんやっていきますし、集客に向けての新しい取り組みもいろいろやっっていこうとは思っています。

例えば、この「ちば夢チャレンジパスポート」というものは、少しわかりにくいかもしれませんが、これは県内の企業さんに少額でいろいろ協賛いただいて、それでチケットを用意して、県内の小学生の皆様を招待して、そこから野球、この球場に来ていただいて、生の野球を見ていただくという、そういう側面でもいろいろ盛り上げて、これは千葉県知事からも非常に推奨して、県と一緒にやらせていただいています。これは確か去年から始めたものです。

このように新しいアイデアはどんどんやっていくつもりでおりますが、今現在何があるかというところで言うと、今、うわっというようなものがあるわけではないのですが、ま

た来年に向けては、今年から始めた、地道なのですが、お客様をゲートで全員でお迎えしようと、職員も全員一緒になってお迎えして、かなりお客様から「フレンドリーに変わってきたね」というような、逆に負けた後は「弱いね」とか、「何とか勝てよ」とか、いろいろ激励もいただくのですが、そういったようなこともやらせていただきました。

来年について、今具体的なことが正直これというものがあるわけではないのですが、またここから今いろいろ検討している最中なのですが、大体意見はこの中に載せていく形になるのですが、そのぐらいのレベルで考えていたものですから、今新しいものは特に載せていないという状況で申し訳ないです。

○谷藤委員 この「ちば夢チャレンジパスポート」のように、この期間の後半に、また新たなものが出るという理解でいいでしょうか。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ 何とかご期待に沿えるようにいたしたいと思います。正直いろいろ企画はしているのですが、まだ公にお話しできるような状況ではなかったりするものですから、すみません。期待してください、ぜひ。

○谷藤委員 もう一ついいですか。

24ページのところに数値目標がありまして、稼働率はなかなかこれ以上上げるということは難しいかと思うのですが、例えば利用者、来場者というところは、市の目標どおりには来ているのですが、もう少しアップというようなことは難しいのでしょうか。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ 実はこの数年、これは168万人という数字は、プロ野球興行だけではなくて、例えばコンサートであるとか、マラソン大会であるとかの動員も全部入った数字です。我々はやはり主としてコントロールして何とか上げていけるのはプロ野球興行での来場者数なのですが、ここ数年、やや横ばいで来て、今年に関しては前年度8%増になりました。正直言って、まだ12球団で一番低い動員数になっておりまして、この屈辱的な状態を何とかしたいということは球団の思いで、先ほども言った「ちば夢チャレンジパスポート」とか、そういうものを含めて、やはり動員にどう寄与していかせようかということがポイントになっています。なかなか大きな花火を打ち上げるわけにいかないのですが、必ず動員数は、これは我々球団としての経営上の大きな課題でもありますものですから、何とか動員数を上げていきたいと。

また、一方でプロ野球ではないところで言いますと、これはまだ確実にはなってはいないのですが、コンサートの話。今サマーソニックということで、例年3日間ほどコンサートということでやっていますが、それ以外のコンサートの誘致活動ということも積極的に進めておりまして、まだ確定ではないのですが、もしかしたら来年少し増やすことができるかもしれない。そうした活動を通じまして、目標はこういう数字にはなっておりますが、何とか上めで推移するように頑張りたいと思います。

○石井部会長 よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

この提案書の中でも、少しだけオリンピックのことが触れられていましたが、オリンピック2020年。その前にソフトボールの世界選手権、千葉でやると決まって、それはQVCマリフィールドでもやることになるのでしょうか。その辺りとか、あとはさらに、もしオリンピックでソフトボールとか野球が採用されたときに、ここを使うのかどうかとか、その辺りについて何かお考えというか、こう動いていきたいとかということはあるのでしょうか。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ あります。やはりまず野球界としては、まだ決定にはなっていませんが、何とか野球とソフトボールはセットですので、東京オリンピックでの競技復活、これは野球界全体の悲願ですと。その上で、開催が仮に決まった場合に、どの球

場を使うのかということは、まだ確定的にはなっていません。場合によっては野球で使うという場合もあるでしょうし、もしくは来年ソフトボールの世界選手権があるということで、その延長線上でソフトボール会場になる可能性もあると思っています。

ただ、いずれにしてもオリンピック会場になるということは、非常に名誉なことであり、球場のグレードといいますか、それから誇りといいますか、そういうものが上がっていくことにつながると思っています。何とか誘致したいと思っております、野球界としては、文部科学省にアプローチしていますが、その中で、今回、野球だけではなくてソフトボールの話があったものですから、県にもいろいろと状況とかお伺いしながら、何とかソフトボールの世界選手権が誘致できたということで、オリンピックに向けての誘致活動も本格化していきたいと思っています。野球になるかソフトボールになるかわかりませんが、いずれにしろオリンピックの会場にぜひ選定いただくように動きたいと思っています。

○観音寺委員 よろしいでしょうか。

○石井部会長 観音寺委員、どうぞ。

○観音寺委員 自主事業について少し聞きたいのですが、一つは22ページに飲食事業があって、これはご意見いただくというよりは、お願い的な部分になります。私も一観客としてQVCマリフィールドに行って、いろいろ食べたりして野球観戦することがあるのですが、飲食については、企画書に書いてあるとおり、ロッテグループの方向性なども踏まえながらということであると思うのですが、やはりアウェーのチームの観客などというと、遠くから千葉に来られるので、ぜひ千葉のPRという部分に力を入れていただきたいなと思っています。以前食べたもので、千葉の何かを使ったハンバーガーだったか、食べたことがあって、いいなと思ったのですが、やはり千葉市としても、千葉県の例えばB級グルメを集めてみるとか、何かそういう面白いものがあったらいいのではないかと。QVCマリフィールドだけでというわけではないのですが、そんな話もあって千葉市に来てくれた人は、千葉のいろいろな魅力などを食べたり、見たりということは、それが思い出になって、また千葉を観光したりということにもつながることもあるかと思えます。入り口ということで野球というものも一つあるのかなと思うので、何かそういう自主事業の中で、飲食に地域産の特産品を使うとか、B級グルメは一つの例だと思いますが、そんなものも検討していただけたらうれしいなと思えます。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ 飲食に関しましては、千葉の食材を使った展開ということは、何年前から実際やっております。千葉の食材も豊富な全国一の魚、野菜、お肉も多数恵まれている場所でございますので、千葉の魅力をもPR、発信する場として、やはり飲食をという切り口を通じてということは大事な部分であると思っております、また千葉に来たら、QVCマリフィールドに来たらこれを食べなければという、千葉特産のというところをつくりたいと思っているのですが、まだできていないのですが、今後さらにもっと努力しまして、そういったものをつくっていきまして、来場者に楽しんでいただける状況をつくって参りたいと思っております。

○観音寺委員 結構そういうことに関してやる気のある事業者さんもいらっしゃいますので、うまくコラボするとか、それがQVCマリフィールドでしか食べられないということでも面白いと思えますし、またはそういう農家だとか、今6次産業って一生懸命やっております農家もいますので、そういう頑張っているところと組みながらやったりしても面白いと思えますので、ぜひご検討いただければと思います。

それから、もう1点、今プロ野球の日本シリーズをやっていますが、最近広島カープがカープ女子などといって有名、すごく聞かれていますし、女性のファンの獲得ということ

が、これからネックなのかなと思ってまして、一応ロッテさん、ガールズデーのようなものを設けていらっしゃるのかな。女性客への優遇等もやっていらっしゃると思うのですが、その辺りについて何か女性ファンの獲得、開拓に関してお考えなどありますか。

- 株式会社千葉ロッテマリーンズ あります。やはり女性が多く来ていただくと、より必ず男性もいらっしやいますし、去年から始めたスーパーレディースナイトというものをやってまして、女性向けの少し何かうちの選手をファッション雑誌のようにした小冊子をつくって配ったりとか、試合終了後にうちの格好いいと言われる選手がハイタッチして送り出すとか、いろいろな企画をやらせていただいて、非常に評判よかったです。男性からは何で女性だけだとか逆の批判もいただいて、今度男性の日でもつくって欲しいというような声もいただいておりますが、確かに野球界、カープ女子とか、オリックスさんがオリ姫とか、いろいろやってありますが、やはり女性向けということは非常に意識してやらせていただいております。

まだ正式にはお話しできないのですが、来年も企画ユニフォームとか出てくるのですが、かなり女性視線を意識したデザインとかというものを取り入れるようにしています。

- 観音寺委員 わかりました。一般的なイメージなのですが、結構男性のイメージがロッテの場合強くて、名物ではあるのですが、すごい熱いファンは熱過ぎて、逆に女性などは少し入りづらいのかなという気もして、その入り口のところをうまく入れてあげるといいのかなという部分と、あとは近い部分の県民だけではなくて、東京から来ていただくような、県外のファンの獲得、開拓というものも力を入れていただければと思っております。よろしくをお願いします。

- 株式会社千葉ロッテマリーンズ ありがとうございます。

- 蒔田委員 その話が出ると思わなかったのですが、僕は言わなかったのですが、年間365日のうち3割が野球ですと。3割でイベントの67%が野球収入ですと。でも、前のほうに千葉ロッテだから、ロッテグループの一員ですと。そうすると、ロッテグループの一員だから、本社がどう動くかどうかわかりませんが、このマリンスタージアムに来たら、そのプレミアムのついたロッテの商品があって、それが他のところで買えません。今はやっているのはコンビニ専門という商品がありますよね。ここに来なければ買えなくて、しかも女性受けする。そんなものを置いていただければ、人が来るのではないかなと。

実はここは千葉県内から来るのは非常に不便なんです。東京に向かうのはものすごく便利なのですが、県の中ほどからこちらに来るのは直接来られる手段がない。必ず電車に乗らなくてはいけない。あるいは車で来なくてはいけない。そうすると、ここの球場の内部で飲食しますと。ソフトドリンクは多分売れると思うのですが、アルコール類は多分余り売れていない。これは車の理由だと思うのです。東京ドームなどは駅すぐで、あそこはものすごく混雑しますが、結構売れるんだそうですね。何かそんなことで、送り迎えのチケットとかですね。近くの駅までというようにすれば、少しは人が来るかなと思うのですが。

それから、「ちば夢チャレンジパスポート」、もう少し宣伝していただかないと、少しぴんとこなかったということ、感想ですが。

僕の卒業生が、実はロッテに今社員としています。4年ほどになりますが、入社試験で、他の受験生が品質のいいものとかおいしいものと言ったのですが、うちの学生はあっと驚くものをつくりたい、それで決まっちゃった。そういうことを少し思い出しまして、ここに来たらあっと驚く何かを売っていただければなど。

- 株式会社千葉ロッテマリーンズ 以前になるのですが、ロッテのコアラのマーチという製品があるのですが。

マリーンズでしか売っていなかった。コアラがマリーンズのユニフォームを着て。

○蒔田委員 少しイベントに出すとか。1箱の中に何個入っていたら何かもらえるとかというようなことをすれば売れるかなと。

○株式会社千葉ロッテマリーンズ ありがとうございます。ぜひ検討させていただきたいと思います。

○石井部会長 その他よろしいでしょうか。

では、以上で終わりいたします。どうもありがとうございました。

(株式会社千葉ロッテマリーンズ退室)

○石井部会長 それでは、株式会社千葉ロッテマリーンズの提案内容についての審議を行います。提案内容へのご意見等も含めまして、何かございますでしょうか。

まず、善積委員にお伺いしたいのですが、この決算報告書、それから提案書の32ページ以下の収支予算書等をごらんいただいて、ご意見等ありましたら、お聞かせいただければと思います。提案内容審査の中で、団体の経営及び財務状況というところがございしますので、そこで何か問題となるような点あるかないかなど。

○善積委員 年度評価の時にも申し上げていますが、貸借対照表、損益計算書を見る限り、良い状態であるとは言えないと思います。損益計算書は3期連続で最終利益が出ていないということもありますし、直近の26年度は、先ほどご質問もありましたが、営業利益の段階でマイナスになっています。ただ、このような状態ですが、指定管理者としては安定して管理を行っているように感じます。ロッテの場合、グループで考える必要があると思います。マリーンズの財務諸表だけを見ると、どうなのかなという点ではありますが、グループ全体という観点からは問題はないのではと考えております。

○石井部会長 その指定期間中、安定して業務を行うことは可能であろうと。

○善積委員 そうですね。ロッテグループからのサポートがあるということが前提となりますが、マリーンズは、グループの中で重要な役割を果たしていると思いますので、そういう意味では大丈夫であると考えています。

○石井部会長 指定管理業務提案書の32ページ以降の収支予算書、収入支出、この記載で気になるところは特には無かったということによろしいでしょうか。

○善積委員 私は、特に気になる部分はありませんでした。

○石井部会長 その他の委員の皆様で、先ほど質疑応答中に出たご意見も含めて、何かその他にもご意見等ございましたら、ご発言お願いできればと思います。

谷藤委員、お願いします。

○谷藤委員 会社柄プロ野球というところが、もう本当にメインで、あとはプラス少しという印象がたくさん出るのは仕方がないことかもしれないのですが、やはり市民の球場としての役割をもっと大事にして欲しいなということが、印象としてどうしてもあるのです。何かそこをものすごく分けて考えていच्छるような気がするのですが、普通に野球場を利用しにきた人が、どんどんロッテのファンになるような、何か一般利用の人が、ただ野球が好きでプロ野球をやっているところだからやっているのではなくて、いつの間にかそこに来ていたら、ロッテのファンになるというような形で利用者がシフトしていくような何か仕掛けをつくっていくと、指定管理者さんもいいし、千葉市としてもいいのかなと思いました。そこら中にロッテの何かがある、選手の何かがあって、ああいいなという、そういうことを利用者にも訴えたらいいのではないかなと思います。

○石井部会長 そうですね。

観音寺委員、いかがでしょうか、何かありますでしょうか。

○観音寺委員 そうですね、私はどちらかというと千葉市民じゃなかったもので、ついプロ

野球目線から少し質問が多くなってしまったのですが、やはりそっちの部分の集客力、野球の人気というものはやはり年々下がっていますから、その部分をいかにして維持確保していくかというところに焦点を置いて一応質問をさせていただきました。いろいろここでは出せないという話も多かったのですが、他の話だと結構ご検討されていることもあるのかなというところで、その期待と、精一杯頑張りますというお話もいただいたので、その部分ではお任せする中で、いろいろな今温めているアイデアを出していただきたいと思いますなど。

また、重要なのは、やっていることが余り知られていないというところも結構あるのかなと思いましたが、いかにしてPRするかというところなども期待したいと思います。

- 石井部会長 特段その他ないようですので、今回の株式会社千葉ロッテマリーンズの提案内容ですが、千葉市の管理運営の基準、その他の仕様書において要求している水準を満たしたものであり、株式会社千葉ロッテマリーンズは、千葉マリスタジアム、QVCマリフィールドの管理を適切かつ確実に行うことができるものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 石井部会長 それでは、異議がございませんので、そのように決定し、委員の皆さんからいただいた意見、質疑応答中に出た意見も含めて部会の意見とさせていただきたいと思えます。

事務局におかれましては、今後の指定管理予定候補者との協議の中で、より良い管理運営に向けて、本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思えます。

本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成27年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

- 山下公園緑地部長 本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。今回のいただいたご意見を十分に反映して、指定管理予定候補者と協議をして参ります。

また、今回の指定管理者以外にいろいろなご提案、特に千葉市のPRと千葉市の物産PR、これにつきましては、千葉市としてPRする機会というものは、年間を通してというのはなかなかないので、こういう千葉マリスタジアム、この施設を使って、年間を通してPRできるというもので、マリーンズとも調整しながら、そういうPRも充実させていきたいと思っております。

今後、11月末から開催予定の27年度第4回定例会において、指定管理者の指定の議案を出させていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。